

公募型プロポーザル方式実施公告

農地売買事業管理システムの契約の相手方を選定するため、公募型プロポーザル方式により企画提案書を公募します。

公募型プロポーザル方式の実施は、長野県の製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領に準拠し、下記のとおり実施する。

平成30年9月14日

公益財団法人長野県農業開発公社
理事長 北原 富裕

1 業務の概要

(1) 業務名

農地売買事業管理システムの導入業務委託

(2) 業務の目的

農地売買事業の事務処理において現在公社本所に備える農地保有管理システム及び農地売渡台帳システム(以下、「現有システム」という。)は、公社職員がマイクロソフトアクセス 2000 で作成し公社本所でスタンドアローン型で利用している。

現有システムは、売買契約書等の書類からデータを入力しデータ管理及び統計情報処理を実施しているが OS バージョンを引き上げるなどの計画的な更新が進んでいない。

このことから利用パソコンの OS のバージョンアップを見合わせるなどセキュリティ対策が脆弱となるなどの課題がある。

また、現有システムに詳しい職員や将来に向けた安定的なシステム資産の継承も課題となっている。

については、現有システムを基本に統合整理し、新たな機能の強化による一層の事務処理の効率化やセキュリティ対策を図るためシステムを導入する。

(3) 業務内容

別途提示する「農地売買事業管理システム仕様書(以下「仕様書」という。)により定義される仕様要件を満たすシステムを導入する。

- ①現有システムを基本に統合整理し、新たな機能の強化を図り、公社本所の特定のパソコン(3台を想定)間のネットワークの設定
- ②売買事務業務の流れに沿った事務データの入力・管理・各種帳票の出力、決算、状況(買入れ・売渡し・貸付け・保有)及びその進捗状況の管理を行うシステムの導入・設定
- ③現有システムデータの移行(繰越データ、過年度データ)
- ④システムのセキュリティ対策の実施
- ⑤保守対応

(4) 仕様等

別途提示する仕様書による。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

別途提示する仕様書による。

ア 企画提案の的確性

① 本業務委託の背景・目的を踏まえた企画提案の明確化

委託業務の主旨の理解、システムの概要、特徴等

② 導入スケジュール

工期内完成のための打合せ、製作、試験運用、操作説明等の工程毎の作業スケジュールの明記

イ 企画提案の個別審査(仕様書及びシステムの機能要件の具備等)

① 仕様書中の「システムが具備すべき機能要件」に関する提案

基本機能、データ入力関係、契約関係、登記関係、税務関係、起案関係、データ集計・検索、その他の各要求機能に係る履行及び付加機能関係の提案

② 仕様書中の「作成可能書式」に係る提案(作成の可否、作成方法等)

③ システムの操作性に関する提案(入力画面の見やすさ、反応速度、操作性等)

④ カスタマイズに関する提案(カスタマイズの可否、対応方法等)

⑤ セキュリティ対策機能に関する提案(操作権限設定、アクセス制限、保存、サーバのウイルスチェック)

(6)業務の実施場所

別添仕様書のとおり

(7)履行期限

平成31年7月31日

(8)費用の上限額

金3,240,000円(消費税額及び地方消費税の額を含む。)

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 県税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (5) 過去5年以内に、同種(農地の売買や賃貸借に関するシステム請負業務)又は類似の業務の実績を有すること。
- (6) 当該業務に配置する責任者及び従事者は、同種業務の経験又は技術的適正を有していること。
- (7) 会社法に基づき設立された会社(旧商法・旧有限会社法において設立された会社含む)であること。
- (8) 公社が主催するプロポーザル審査会及びその後の打合せに参加できる者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((5)①)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1)参加申込書の作成様式

様式第2号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第2号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 同種又は類似の業務の実績
- ② 当該業務の実施体制
- ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 問い合わせ先

公益財団法人長野県農業開発公社 農地部

長野市大字南長野字幅下692番地の2

TEL026-234-0777 fax026-234-0796

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 平成30年9月25日(土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)【(注)長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに公社に到達したものに限りです。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(5)①)の3日前までに、書面により公社理事長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により公社理事長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(4)に同じ。
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

平成30年10月1日 午後1時30分～

長野食糧会館2階会議室(住所:長野市大字南長野南県町 685-2) において開催します。

説明会の出席の有無によらず企画提案書の提出は可能です。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1)受付場所 3(4)に同じ。

(2)受付期限 平成30年10月5日

(受付時間は午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。))

(3)受付方法 業務等質問書(様式第5号)をFAX又は電子メールにより提出すること。

電子メールによる場合は、送信件名を「農地売買事業管理システム・一般質問(事業者名)」とすること。

電子メールを送信した後に、必ず電話で送信した旨の連絡をすること。

(5)回答方法 企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は平成30年10月12日までに公社ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1)企画提案書の作成様式

様式第7号による。

作成にあたっての留意事項は、以下のとおり。

ア 原則としてA4(両面印刷可)とし、通しページを付けること。

イ イメージ図等を用いるなど極力わかりやすい表現で記載すること。

ウ 企画書は「仕様書」の内容を踏まえた上で、以下の事項について記載すること。

(ア) 業務実施方針

(イ) 業務実施体制、サポート体制

(ウ) 業務に要する経費及びその内訳

(エ) 当該業務の目的達成のために有効な事項

(オ) 再委託の予定

(カ) 企画協力の予定

(2)企画書の作成様式

任意によるものとします。

様式第7号の附表(例)を参考にされても構いません。

(3)企画書記載上の留意事項

①業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

②「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又は電子メールにより提出すること。

電子メールによる場合は、送信件名を「農地売買事業管理システム・一般質問(事業者名)」とすること。

電子メールを送信した後に、必ず電話で送信した旨の連絡をすること。

④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはFAX又は電子メールにより回答します。

(5)企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 平成30年10月17日(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時ま

で)

- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 5部

- ④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに公社に到達したものに限りです。

郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、農地売買事業管理システムプロポーザル審査基準に基づき以下の観点から選定します。

ア 実施方針及び実施体制

イ 費用

ウ 企画提案の内容

エ 総合判定

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案審査基準に基づき、企画提案審査委員会が採点した結果を公社建設工事請負人等選定委員会に報告し、公社建設工事請負人等選定委員会において見積業者を選定します。

評価点が満点中6割以下の場合は選定をしないものとする。

また、評価項目の費用については、別途必要に応じて保守契約を依頼する場合があることから見積書の保守費用を含めて判断をするものとする。

なお、企画提案書審査結果表は、契約締結後、公表するものとする。(但し業者名は選定した業者名のみ公表)

- ② 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。

- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

平成30年10月23日 午後1時30分から

長野食糧会館2階会議室(住所:長野市大字南長野南県町 685-2)

実施時間の配分は別途通知をします。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により公社理事長から通知します。

- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により公社理事長から通知します。

- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第11号)及び企画提案審査委員会審査書(様式第8号)を公社ホームページに掲載します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により公社理事長長に対して非該当理由について説明を求められます。

- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(10)その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書(案)のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで)に、見積書(様式第12号)により公社理事長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、公社ホームページに掲載します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692 番地の 2

公益財団法人長野県農業開発公社 農地部 担当:山口

電話:026-234-0777(代表)

ファクシミリ:026-234-0796

電子メール:nagano@n-nouchi.net

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。